

人事院公示第9号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年2月28日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～六 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一～六 (略)
七 人事院規則9—24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項 (1)・(2) (略)	七 人事院規則9—24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項 (1)・(2) (略)
<u>(2の2) 第8条第1項第1号ロ（第13条第3項及び第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。</u>	(新設)
<u>(2の3) (略)</u>	<u>(2の2) (略)</u>
(3)～(10) (略)	(3)～(10) (略)

<p>(10の2) <u>第19条の2第2項第1号イ</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。</p> <p>(10の3) <u>第19条の2第2項第1号ロ若しくは第2号ロ若しくはハ、第3項第1号ロ若しくは第2号ロ若しくはハ又は第4項第2号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。</p> <p>(10の4) <u>第19条の3第1項第1号ロ</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。</p> <p>(10の5) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>七の二～二十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(10の2) <u>第19条の2第2項第1号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。</p> <p>(10の3) <u>第19条の2第2項第2号ロ又は第3項第2号ロ</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。</p> <p>(新設)</p> <p>(10の4) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>七の二～二十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

2 この決定による改正は、令和4年4月1日から効力を発生する。